

○福岡県警察公印規程の制定について（通達）

平成11年12月17日

福岡県警察本部内訓第35号

本部長

改正 平成17年3月16日本部内訓第10号

平成27年3月10日本部内訓第8号

平成28年2月18日本部内訓第2号

令和3年2月2日本部内訓第1号

この度、福岡県警察公印規程（平成11年福岡県警察本部訓令第40号）の制定に伴い、同訓令の運用について次のように定め、平成12年1月1日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

記

1 趣旨

この内訓は、福岡県警察公印規程（平成11年福岡県警察本部訓令第40号。以下「規程」という。）第18条の規定に基づき、規程の運用について、必要な事項を定めるものとする。

（令3本部内訓1・本項一部改正）

2 公印の新調、改刻等（規程第8条及び第9条関係）

（1） 管理責任者は、規程第8条の規定により所属長から申請があり、公印の新調又は改刻（以下「新調等」という。）の必要があると認めるときは、総務部総務課長に公印の新調等、登録及び交付を指示するものとする。

（2） 総務部総務課長は、（1）の規定による指示を受けたときは、総務部会計課長に公印の購入申請を行うものとする。

（3） 総務部総務課長は、公印の新調等をしたときは、規程第9条の規定による登録を行った後、当該公印の新調等を申請した所属長に対し交付するものとする。

（4） 交付を受けた所属長は、当該公印の運用開始日を総務部総務課長に通知するものとする。

（平27本部内訓8・本項一部改正）

3 公印の廃止（規程第10条関係）

改刻前の公印は、改刻後の公印の運用開始日の前日をもって廃止するものとする。

4 公印等の使用（規程第11条関係）

（1） 公印は、印影の左端が発信者名等の最後の文字の右半分には掛かるように押印するもの

とする。

- (2) 契印は、施行文書の中央上部に下半分が、決裁文書に上半分が掛かるように押印するものとする。

(平28本部内訓2・本項一部改正)

5 印影の印刷（規程第13条関係）

規程第13条に規定する印影の印刷（以下「印影印刷」という。）については、次によるものとする。

(1) 申請方法

印影印刷の申請をしようとするときは、公印印影印刷承認申請書を、印影を印刷しようとする文書の決裁文書とともに管理責任者に提出すること。

(2) 承認の基準

次に掲げるものは、特別の理由があるときのほかは、承認しないものとする。

ア 公印の印影が文書の効力的要件となっているもののうち、印影印刷をした文書の管理上問題を生ずるおそれがあるもの

イ 印刷枚数が少ないもの

ウ ア及びイに掲げるもののほか、印影を印刷することが適当でない認められるもの

(3) 印影の原版の貸出し

印影印刷を行うときは、所属長が指定する当該事務を担当する係長以上の者（以下「事務担当者」という。）が、／公印印影印刷／電子印使用／決定通知書を保管責任者又は保管補助者に提示して、印影の原版の貸出しを請求するものとする。

(4) 印影印刷の立会い及び印影の原版の返納

ア 事務担当者は、印影印刷をする際は、原則としてこれに立ち会うものとする。

イ 事務担当者は、印影印刷が終わったときは、直ちに印影の原版を保管責任者又は保管補助者に返納するものとする。この場合において、保管責任者又は保管補助者は、当該印影の原版を確実に廃棄しなければならない。

(5) 印影の原版等の管理

事務担当者は、印影の原版及び印影印刷をした文書の管理に十分留意するものとする。

(平17本部内訓10・平27本部内訓8・令3本部内訓1・本項一部改正)

6 電子印の使用（規程第13条の2関係）

規程第13条の2に規定する電子印の使用については、5の規定を準用する。この場合において、5の(1)中「印影印刷の」とあるのは「電子印の使用の」と、「公印印影印刷承認申

請書」とあるのは「電子印使用承認申請書」と、「印影を印刷しよう」とあるのは「電子印を使用しよう」と、5の(2)のイ中「印影印刷」とあるのは「電子印の使用」と、同(2)のイ中「印刷枚数」とあるのは「出力枚数」と、同(2)のウ中「印影を印刷すること」とあるのは「電子印を使用すること」と、5の(3)中「印影印刷を」とあるのは「電子印の使用を」と、「所属長」とあるのは「業務主管課長」と、5の(4)中「印影印刷の」とあるのは「印影の記録の」と、同(4)のイ中「印影印刷をする際」とあるのは「電子計算機に印影を記録する際又は電子計算機に記録した印影を消去する際」と、同(4)のイ中「印影印刷が」とあるのは「印影の記録が」と、5の(5)中「印影印刷」とあるのは「電子印の使用」と読み替えるものとする。

(令3本部内訓1・本項追加)

7 不用公印等の返納及び廃棄(規程第15条関係)

管理責任者は、規程第15条第1項の規定により返納を受けた不用公印等の廃棄を総務部総務課長に指示するものとする。

(平17本部内訓10・本項全部改正、平27本部内訓8・本項一部改正、令3本部内訓1・旧6項を繰下)